

下水道使用料（2ヵ月分）

（消費税抜き）

用途	基本料金		超過料金	
	水量	料金	水量	料金
家事用	20m ³ まで	2,600円	21～40m ³	1m ³ につき 150円
			41～60m ³	1m ³ につき 170円
			61～80m ³	1m ³ につき 190円
			81～100m ³	1m ³ につき 210円
			101m ³ 以上	1m ³ につき 230円
業務用	20m ³ まで	3,000円	21～40m ³	1m ³ につき 180円
			41～60m ³	1m ³ につき 200円
			61～100m ³	1m ³ につき 220円
			101～200m ³	1m ³ につき 240円
			201～1000m ³	1m ³ につき 260円
			1001～2000m ³	1m ³ につき 280円
			2001m ³ 以上	1m ³ につき 300円
浴場用汚水又は 冷暖房冷蔵庫用 汚水	使用水量1m ³ につき		80円	
臨時用	使用水量1m ³ につき		300円	

*下水道使用料は上記料金表より算出された金額に100分の108を乗じた金額となります。

井戸水使用 認定水量（2ヵ月分）

井戸水のみ	家族数	認定排水量	井戸水 ・水道 併用	家族数	認定排水量
	1人	20m ³		1人	6m ³
2人	28m ³	2人	12m ³		
3人	42m ³	3人	18m ³		
4人以上	50m ³	4人	24m ³		
		5人以上	30m ³		

- 1 家事用汚水とは、専用住宅において日常生活の用に供する汚水をいう。
- 2 業務用汚水とは、家事用以外の用に供する汚水をいう。
- 3 浴場汚水とは、公衆浴場営業（温泉、蒸風呂その他特殊な公衆浴場営業を除く）の用に供する汚水をいう。
- 4 臨時用汚水とは、臨時の用に供する汚水をいう。

*ご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

茂原市役所都市建設部下水道課 茂原市道表1 0475(20)1549 直通
〔使用料徴収事務委託業者〕
株式会社東計電算茂原営業所 茂原市茂原1570-2 0475(27)3888

下水道使用料早見表（2ヵ月分）

（消費税込み）

使用量 (m ³)	家事用 (円)	業務用 (円)	使用量 (m ³)	家事用 (円)	業務用 (円)	使用量 (m ³)	家事用 (円)	業務用 (円)
1	2,808	3,240	46	7,149	8,424	76	13,003	15,249
2			47	7,333	8,640	77	13,208	15,487
3			48	7,516	8,856	78	13,413	15,724
4			49	7,700	9,072	79	13,618	15,962
5			50	7,884	9,288	80	13,824	16,200
6			51	8,067	9,504	81	14,030	16,437
7			52	8,251	9,720	82	14,237	16,675
8			53	8,434	9,936	83	14,444	16,912
9			54	8,618	10,152	84	14,651	17,150
10			55	8,802	10,368	85	14,858	17,388
11			56	8,985	10,584	86	15,065	17,625
12			57	9,169	10,800	87	15,272	17,863
13			58	9,352	11,016	88	15,479	18,100
14			59	9,536	11,232	89	15,686	18,338
15			60	9,720	11,448	90	15,892	18,576
16			61	9,925	11,685	91	16,100	18,813
17			62	10,130	11,923	92	16,308	19,051
18			63	10,335	12,160	93	16,516	19,288
19			64	10,540	12,398	94	16,724	19,526
20			65	10,746	12,636	95	16,932	19,764
21	66	10,951	12,873	96	17,140	20,001		
22	67	11,156	13,111	97	17,348	20,239		
23	68	11,361	13,348	98	17,556	20,476		
24	69	11,566	13,586	99	17,764	20,714		
25	70	11,772	13,824	100	17,972	20,952		
26	71	11,977	14,061	200	43,200	46,872		
27	72	12,182	14,299	300	68,040	74,952		
28	73	12,387	14,536	400	92,880	103,032		
29	74	12,592	14,774	500	117,720	131,112		
30	75	12,798	15,012	1000	241,920	271,512		

（平成26年4月1日消費税改正）

- 使用料は早見表を参照してください。
- 使用料の支払いについては自動振込制度をご利用ください。
- 下水道の使用料は2ヶ月単位で請求させていただきます。
- 徴収事務の委託先は株式会社東計電算です。